

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月18日（平成28年（行個）諮問第9号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第74号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定の理由が分かる調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成25年特定月日に労働災害により負傷したことにかかる、特定労働基準監督署から支給決定を受けた決定理由が分かる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月1日付け東労発総個開第27-344号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

労災認定の際の、会社関係者証言内容の不開示の是非。

審査請求人は現在、抗不安剤、睡眠剤を常用する、深刻な不眠症（原文ママ）の状態が続いています。頻繁に在職時の出来事を夢にみるなど、本件に関する心の納得、決着がついていない側面があるからです。

また、現に次々と人を使い捨てている当該社の反社会的ビジネスモデルは参入障壁もなく、私にも簡単に再現可能なものです。私が当該社と同様のことを行い、同様に労災審査をされた場合、本件と同様に証言内容は、秘匿され守られると解釈しても良いのでしょうか。回答を頂きたいと思えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成27年8月4日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「審査請求人が、平成25年特定月日に労働災害により負傷したことにかかる、特定労働基準監督署から支給決定を受けた決定理由が分かる調査結果復命書文書一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年10月20日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、平成25年特定月日に労働災害により負傷したことにかかる、特定労働基準監督署から支給決定を受けた決定理由が分かる調査結果復命書文書一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①及び3の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②及び3の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3の③の不開示部分は、特

定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 14 条 3 号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法 14 条 7 号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 1 の②、2 の②及び 3 の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記 (3) イ (ア) b で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法 42 条の規定に基づき、平成 28 年 1 月 18 日付け厚生労働省発基 0118 第 2 号により諮問した平成 28 年 (行個) 諮問第 9 号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法 14 条 2 号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、3の①及び4の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の②、3の②及び4の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号4の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2の②、3の②及び4の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(3)イ(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したが

って、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)		
			2号	3号 イ	7号
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	<u>5頁, 7頁, 8頁及び15頁の不開示部分</u>	○		○
2	聴取書	<u>① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 18文字目, 19文字目</u> <u>1頁ないし4頁枠外の印影部分</u>	○		
		<u>② 1頁8行目ないし5頁最終行の不開示部分</u>	○		○
3	電話聴取書①	<u>① 1頁5行目4文字目ないし最終文字</u>	○		
		<u>② 1頁8行目ないし4頁最終行の不開示部分</u>	○		○
4	電話聴取書②	<u>① 1頁「氏名」, 「職業」の記載部分, 2頁「職名」, 「氏名」の記載部分</u>	○		

		② 1 頁ないし 3 頁の「 <u>内容要旨</u> 」の記載部分（「 <u>当職</u> 」の記載を除く）	○		○
		③ 2 頁「 <u>電話番号</u> 」の記載部分		○	

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 28 年 1 月 18 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 2 月 2 日 審議
- ④ 平成 29 年 6 月 15 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年 7 月 6 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月 27 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成 25 年特定月日に労働災害により負傷したにかかると、特定労働基準監督署から支給決定を受けた決定理由が分かる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分のうち、特定事業場関係者証言内容を開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の 3 欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法 14 条 2 号該当性について

ア 別表の通番 3、通番 5 及び通番 7 は、審査請求人以外の第三者の職氏名、住所、生年月日、年齢及び印影であり、それぞれ一体として、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、

当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別表の通番1は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

別表の通番9は、被聴取者の勤務先の電話番号であり、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条7号該当性について

別表の通番2、通番4、通番6及び通番8は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された聴取内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので不開示とすることが妥当で

あると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名		2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性		
文書番号	対象文書名			2号	3号イ	7号柱書き
1	調査復命書	1	①調査結果欄のうち5頁8行目及び17行目, 7頁22行目並びに8頁2行目	○		○
		2	②5頁, 7頁, 8頁及び15頁の不開示部分(①の部分を除く)	○		○
2	聴取書①	3	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 18文字目及び19文字目並びに1頁ないし4頁枠外の印影部分	○		
		4	②1頁8行目ないし5頁最終行の不開示部分	○		○
3	電話聴取書①	5	①1頁5行目4文字目ないし最終文字	○		
		6	②1頁8行目ないし4頁最終行の不開示部分	○		○
4	電話聴取書②	7	①1頁「氏名」及び「職業」の記載部分並びに2頁「職名」及び「氏名」の記載部分	○		
		8	②1頁ないし3頁の「内容要旨」の記載部分(「当職」の記載を除く)	○		○
		9	③2頁「電話番号」の記載部分		○	

※ その他の文書及び文書1のその他の不開示部分については、審査請求人が争点としていないと解されるため、通番を付さず、本表では省略した。

※ 括弧記号は1個につき1字として数える。